**○農林水産省告示第千二百六十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月十一日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡上北山村大字小橡七三四、七三六、大字河合五七八・五七九・五八三から五八八まで・五九〇・五九三・五九四（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）、五八〇から五八二まで、五八九、五九六、六七八

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字小橡七三六・大字河合五七八から五八八まで・五九〇・五九三・五九四・五九六（以上十六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び上北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千二百七十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月十一日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡下北山村大字大瀬二二三の一、二二四の一、二二五の一、二二六の一・二二七の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字大瀬二二五の一・二二六の一・二二七の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び下北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千二百七十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月十一日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡上北山村大字白川九八六の一、一〇〇六の三、一三七二、一三七三、一三八二の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県庁及び上北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千二百七十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月十一日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　奈良県宇陀市室生区西谷七六一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

室生区西谷七六一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び宇陀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千二百七十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月十一日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡東吉野村大字小栗栖九九三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び東吉野村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千二百七十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年八月十一日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市栗駒沼倉耕英東一一四の四、一六〇の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

**○農林水産省告示第千二百七十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年八月十一日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県伊具郡丸森町字敷文西三の三二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

**○農林水産省告示第千二百七十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年八月十一日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県登米市東和町米川字西上沢二四一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千二百七十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年八月十一日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県うきは市浮羽町小塩字湯牟田北向三九四六の三一から三九四六の三三まで、字湯牟田日向三九七七の一〇、三九九九の七から三九九九の九まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

**○農林水産省告示第千二百七十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年八月十一日

農林水産大臣　山田　正彦